

携帯電話等の持ち込みに関するガイドライン

令和3年7月 草加市立青柳中学校

1 定義

このガイドラインにおける「携帯電話等」とは、次のものをいいます。

- ① フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」など）
- ② スマートフォン
- ③ 子ども向け携帯電話（いわゆる「キッズ携帯電話」）

2 基本方針

- (1) 草加市教育委員会が定める「学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、学校への生徒の携帯電話等の持ち込みについては、原則禁止とします。
- (2) 個別の事情に応じて、校長の判断のもと、例外的に学校への持ち込みを許可します。持ち込みの目的は、防災・防犯に限定します。
- (3) 学校への持ち込みの許可は、生徒及びその保護者が、草加市教育委員会が定める「草加市立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」及び本校の定める「携帯電話等の取扱いに関するルール」を遵守することが前提となります。

3 本校の定める「携帯電話等の取扱いに関するルール」

- (1) 学校に携帯電話等を持ち込むことができるのは、持ち込みを許可された生徒に限定します。
- (2) 登下校中は携帯電話等を自分のバッグの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話等を使ってはいけません。
- (3) 学校敷地に入る前に必ず携帯電話等の電源を切ります（音の出ない状態でも、電源が入ってはいけません）。学校敷地内では、中身が見えない袋等に入れ、登校してすぐに携帯電話等を職員に渡します。保管場所は職員室です。携帯電話等を持ってきていることを人に言ったり、見せたりしません。

- (4) 保護者は、登下校における災害及び犯罪対応以外で子どもの携帯電話等への連絡をしません。
- (5) 携帯電話等にはフィルタリングや使用制限を設定し、保護者の責任で適切に管理します。
- (6) 生徒及び保護者は、インターネット上のいじめや犯罪被害にあった際の相談窓口や関係機関を確認します。
- (7) 携帯電話等の盗難、紛失、個人情報の漏洩等については保護者の責任とし、学校に一切の責任を問いません。
- (8) 携帯電話等の持ち込みの許可は年度ごとに行います。継続を希望する場合は、改めて手続きが必要となります。
- (9) この「携帯電話等の取扱いに関するルール」が守れなかった場合は、校長の判断のもと、「許可の停止」もしくは「許可の取り消し」を行います。

4 携帯電話等持ち込み許可までの手続きについて

- (1) 書面による手続きを開始する前に、保護者は携帯電話等の持ち込みについて学校に相談してください。本校の定める「携帯電話等の持ち込みに関する基本的な方針」をご理解いただいていることを確認のうえ、学校より申請書類をお渡しいたします。
- (2) 保護者は申請書類を作成し、校長に提出します。申請に必要な書類は次のとおりです。
 - ① 携帯電話等の持ち込みに関する申請書
 - ② 携帯電話等の取扱いに関する同意書
- (3) 提出された申請書類をもとに、学校は保護者と面談を行った後、携帯電話等の持ち込みについて審査します。

※申請書類を提出されても、必ず許可されるとは限りません。
- (4) 学校の審査の後、校長は保護者に「学校への携帯電話等の持ち込み許可・不許可書」を交付します。不許可の場合は、「同意書」は返却します。

5 障害のある生徒への合理的配慮について

障害のある生徒への合理的配慮として携帯電話等の持ち込みを認める場合は、本方針とは別に扱うこととします。